

村長メッセージ

村民の皆さまへ

4月16日、政府は「新型コロナウイルス感染症」の拡大防止に向け、緊急事態宣言を全都道府県に発令しました。

首相の発言や知事のメッセージのとおり、ゴールデンウィークが終わる5月6日まで、人の移動を最小限にすべく、最低7割、極力8割の接触機会を削減し感染拡大を抑制する必要があります。

不安と閉塞感の中で辛い日々が続いておりますが、今必要なのは私たち一人ひとりの責任ある行動です。

改めて村民の皆さまへ以下をお願いをいたします。

- 不要不急の村外への移動外出の自粛
- 都道府県をまたいだ不要不急の移動の自粛
- 咳エチケットや手洗いを始めとする基本的な感染症対策の徹底
- 三つの密「換気の悪い密閉空間」、「大勢いる密集場所」、「間近で会話する密接場面」を避ける
- 発熱や咳など、少しでも症状があれば、通勤や通学は控える
- 就職や転勤などでのやむを得ない事情で特別警戒都道府県（東京都及び大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県）から転入された方につきましては、感染拡大防止の観点から、2週間は不要不急の外出を控え、健康管理を徹底していただき、少しでも症状があれば速やかに「帰国者・接触者相談センター（☎0120-567-747）」に連絡する
- 新型コロナウイルス感染症の陽性となった方やその関係者に対する差別や偏見はしない

令和2年4月21日

湯川村新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 三澤 豊隆